

お 知 ら せ

起業者青森県が皆さまの御協力により進めております 一般国道394号改築工事（榎林バイパス）について、令和7年3月21日に土地収用法による事業の認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第28条の2の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記

1 事業の認定の告示があった土地

収用の部分 青森県上北郡七戸町字鉢森平、字卒古沢南平地内

使用の部分 青森県上北郡七戸町字鉢森平、字卒古沢南平地内

（注）この土地を表示する図面は、七戸町建設課をご覧ください。

2 土地価格の固定について

前記1の土地については、事業の認定の告示があった日をもって土地価格が固定されることになります。

3 関係人の範囲の制限について

事業の認定の告示があった日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないことになります。

4 損失補償の制限

事業の認定の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築又は増改築等をするとき、あらかじめ青森県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

5 裁決申請の請求について

裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、自分が権利を持っている土地について裁決の申請を早く行うよう起業者に対し請求することができます。

6 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。この補償金の支払い請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

7 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接青森県収用委員会あてにすることができます。

8 パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「土地収用法が適用されときの補償等についてのお知らせ」に記載されていますので、必要な方は青森県上北地域県民局地域整備部用地課又は七戸町建設課においてくだされば配布いたします。

9 その他

その他不明な点については、下記連絡先に御照会ください。

起業者の名称	青 森 県
連 絡 先	青森県上北地域県民局地域整備部用地課
住 所	〒034-0093 青森県十和田市西十二番町20番12号
電 話	0176-23-4313
F A X	0176-23-4391